

北上市議会訓令第1号

事務局

北上市議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月1日

北上市議會議長 菊池 勝

北上市議会公印規程の一部を改正する訓令

北上市議会公印規程（平成3年北上市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の使用) 第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び決裁を完了した回議案又は証拠書類を提示して事務局長の承認を受けなければならない。	(公印の使用) 第5条 公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書及び決裁を完了した回議案を提示して事務局長の承認を受けなければならない。 2 <u>前項の規定にかかわらず、電子決裁により起案した原議に係る文書に公印を使用しようとするときは、押印しようとする文書を提示して事務局長の承認を受けるものとする。</u> 3 <u>事務局長は、前項の規定による承認をしたときは、文書管理システムにその旨を記録するものとする。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に起案する文書に係る公印の取扱いから適用し、同日前に起案した文書に係る公印の取扱いについては、なお従前の例による。